

宮古島市公民館におけるサークル登録に関する要綱

平成20年7月1日

教 育 長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮古島市公民館設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年教育委員会規則第14条第2号）に定めるもののほか、宮古島市公民館を（以下（公民館という。））を利用するサークルの登録及び定期的に利用について必要な事項を定めるものとする。

(サークル登録条件)

第2条 公民館を定期的に利用しようとするサークルは、あらかじめ利用サークル登録（以下「サークル登録」という。）をしなければならない。

2 前項のサークル登録することができる条件は次のとおりとする。

- (1) 公民館を定期的に月1回以上利用するサークル（団体）。
- (2) 宮古島市公民館設置及び管理に関する条例施行規則第12条を遵守するサークル
- (3) 中央公民館については、会員数が10名以上であるサークル。
- (4) 城辺公民館、上野公民館、下地公民館、伊良部公民館、久松地区公民館、下崎地区公民館、西原地区公民館については、会員数が5名以上であるサークル

(サークル登録)

第3条 登録をしようとするサークルはサークル（結成）承認願（様式1）に会員名簿及び役員名簿を添付して館長に提出しなければならない。

(サークル登録の時期)

第4条 サークル登録は、年度毎に行い継続して登録しようとするサークルは、当該年度の前年度の2月末までに継続登録をしなければならない。

2 新規に登録しようとするサークルは、臨時に登録を行うことができる。

(定期的利用)

第5条 館長は、登録したサークルに対し、当該年度内の定期的利用を認める。

2 定期的利用が認められている時間及び施設に、登録サークル以外の者から公益性及び教育性の高い単発的な利用の申請があった場合、館長はこれを調整するものとする。

3 新年度登録の際、登録サークル間で利用したい時間又は施設が重複した場合は、当

該サークル及び館長において調整するものとする。

(利用の制限)

第6条 登録のサークルは、週1回以内、1館、1室2時間以内使用できる。ただし館長が認めた場合はその限りではない。

(利用日誌)

第7条 登録サークルは、施設利用後は日誌(様式2)に必要事項を記入し館長に提出しなければならない。

(登録の取消)

第8条 登録サークルが次の各号のいずれかに該当するときは、館長は登録サークルを取り消しすることができる。

- (1) 登録サークルが第2条の登録要件を欠いた場合。
- (2) 建物又は附属物を棄損するおそれがあるとき。
- (3) 登録サークルが活動を届けなしに2ヶ月以上停止した場合。
- (4) 登録サークルより登録取り消しの申し出があったとき。
- (5) その他館長が登録サークルとしてふさわしくないと判断した場合。

(附則)

この要綱は、平成20年7月1日より施行する。

この要綱は、公布の日から施行する。